

札幌市住宅エコリフォーム補助制度

札幌市内に主たる営業所がある建設業の許可を受けた事業者が請負施工する省エネ工事やバリアフリー改修を行う札幌市民に対して、改修費用の一部を補助する制度です！

受付期間

第1回 終了
第2回 9/13（金）～9/30（月）
※受付期間内に申請額が予定額を超えた場合は抽選となります

対象住宅

市内の住宅で
・戸建住宅・共同住宅の住戸部分
※共同住宅の共用部分については、補助対象外です。
※店舗などとの兼用住宅は、住宅部分が全体の過半の場合のみ、住宅部分が補助対象です。
※社宅や寮など賃貸の用に供する住宅等で入居対象者が著しく限定されるものは補助対象外です。

補助金

総工事費（税抜）の10%又は1戸当たり50万円のいずれか少ない額を限度とし、補助対象工事ごとに市が定める補助金額の合計



◇詳細等につきましては、お気軽にお問い合わせください。
※上記内容は札幌市のホームページより抜粋しております。

申請者の条件

補助対象の住宅を所有し、又はこれに居住している札幌市民（未成年を除く）および営利法人で下記の住宅を満たすこと。
申請者が個人の場合
⇒市・道民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと
申請者が法人の場合
⇒市内に事業所を有し法人市民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと
暴力団員又は暴力団関係事業者でない方

対象工事

バリアフリー改修工事
①浴室改良 ②便所改良・増設 ③階段改良
④段差解消 ⑤廊下拡幅 ⑥手すり設置
⑦出入口戸の改良 ⑧玄関前スロープ設置

省エネ改修工事
上記①・② ③窓断熱改修
④断熱改修（床全体・屋根又は天井全体・外壁全体）

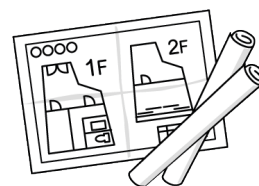
※補助金の合計が3万円以上になり、かつ総工事費（税抜）が30万円以上になる工事
※補助金交付決定後に工事着手し、申請年度の1月末までに完了する工事

現場監理急募！！

グループ会社である北嶺不動産と連携しながら小修繕から大規模リフォームを行う建築会社です。

- 現場監理・小修繕
- 週休二日制・9～18時まで
- 社保完備
- 年齢50歳位まで（経験者優遇）
- 給与 経験年数・資格により相談

履歴書をご郵送ください。面接日は書類選考の上、追ってご連絡致します。



株式会社 共同舎 （北嶺グループ企業）

一般建設業許可
北海道知事（般-24）石第21338号
一級建築士事務所
北海道知事登録（石）第5428号

札幌市東区北31条東17丁目5番24号
T(011) 787-3087 F(011) 787-3097
E-mail kyoudousya@hokurei-fudousan.co.jp
※アドレスが変わりました。

裏面もご覧ください。